

貿易関係証明の発給業務のご案内

当所では、会員企業の海外展開を支援するため、貿易証明の発給業務を開始いたします。発給を行う証明書は下記の通りとなりますので、貿易関係業務を行っている企業の皆様は是非ご利用ください。

【発給できる証明書】

○原産地証明書

貿易取引される商品の国籍を証明します。

* 経済連携協定・EPAなどの特恵関税に基づく原産地証明書の発給はできません。

○インボイス証明

商業インボイスをはじめとする各種インボイス書類等が、商工会議所に提出されたことを証明します。
(記載内容の証明は行いません)

○サイン証明

申請者により書類上に肉筆で自署されたサインが、商工会議所に登録されているものと同一であることを証明します。

○その他証明

会員証明や日本法人証明、営業証明など。

【手続きの流れ】

事業所登録

貿易関係証明の発給を希望される場合は、申請に先立ち「貿易関係証明申請者登録」の手続きをしてください。登録に必要な書類は商工会議所でお渡しします。(2年間有効)
※他の商工会議所で登録されている場合でも、当所への登録が必要です。

申請書類の作成

申請書類を各自で作成してください。原産地証明書は当所指定用紙にて作成して下さい。

書類の提出・審査

申請書類をメール又はFAXにて商工会議所へお送りください。インボイス等の典拠書類の提出もお願いします。提出頂いた証明書類の審査を行います。

証明書の発給

審査結果をご連絡します。訂正が無ければそのまま、訂正がある場合は訂正の上、申請書類の原本を商工会議所までご持参ください。証明書の発給を行います。

(消費税8%込)

【手数料等】

	十日町商工会議所会員	近隣商工会会員
証明料	1,080円	2,160円
マニュアル	324円	324円

※証明書の発給は1件につき5枚以内となります。

※近隣商工会は十日町市、津南町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町にある商工会です。

※十日町商工会議所会員及び近隣商工会会員以外の事業者への発給は行いません。

【申請・問合せ先】 **十日町商工会議所** ☎948-0088 十日町市駅通り17番地
TEL 757-5111・FAX 752-6044